

# 住民税・所得税 申告情報(第二回)

問 諏訪税務署 052-1390 財務課 町税係 062-9122

年が明ければ、申告時期となります。今月号より、3回にわたって申告に関する情報をお届けしますので、申告に必要な書類等をご確認いただき、ご準備ください。

## 1 税制改正により、昨年と変更になった点についてお知らせします

### (1) 生命保険料控除が改正されます

平成24年1月1日以降に契約した保険等に係る控除が、一般生命保険料控除・介護保険料控除・個人年金保険料控除に分けられ、それぞれの適用限度額が2万8千円となります。平成23年12月31日以前に契約した保険等については従前と同様の控除が適用されます。

平成23年12月31日以前に契約した分  
(控除限度額)

全 体	(所得税 10万円) (住民税 7万円)
●一般生命保険料控除	(所得税 5万円) (住民税 3.5万円)
●個人年金保険料控除	(所得税 5万円) (住民税 3.5万円)

平成24年1月1日以降に契約した分  
(控除限度額)

全 体	(所得税 12万円) (住民税 7万円)
●一般生命保険料控除	(所得税 4万円) (住民税 2.8万円)
●介護医療保険料控除	(所得税 4万円) (住民税 2.8万円)
●個人年金保険料控除	(所得税 4万円) (住民税 2.8万円)

## 2 申告の際に必要なとなる主な証明書類について一緒に確認しましょう

### (1) 収入・所得に関する証明書や書類

- 給与・賃金や公的年金に関するもの
  - ・ 「給与所得の源泉徴収票」
  - ・ 「公的年金等の源泉徴収票」 など
- 給与等の支払者(事業所等)や、日本年金機構(旧社会保険庁)等の支払者から送付された原本が必要となります。



- 生命保険や学資保険等の満期や解約返戻に関するもの
  - ・ 「生命保険契約等に基づく一時金の支払証明書」 など
  - ・ 「損害保険契約等に基づく満期返戻金の支払証明書」 など
- 生命保険や損害保険の満期・解約等により保険金を受け取った場合は、所得税や住民税の課税対象となる場合があります。なお、契約金の受取人と保険料負担者と被保険者との関係により、税の種類が異なります。

- 雑所得・事業所得に関するもの
  - ・ 「シルバー人材センターの配分金支払証明書」
  - ・ 「個人年金支払証明書」
  - ・ 「収支内訳書」 など
- 事業を営まれている方(営業・農業・不動産)は、総収入金額および必要経費の内訳を記載した収支内訳書を申告書と一緒に提出してください。農業についての収支計算でお困りの方は、農業所得に係る農業収支内訳書作成指導会(次ページ参照)を開催しますので、お出かけください。

## (2) 所得から控除されるものに関する証明書や書類

### ○社会保険料控除に関するもの

- ・「国民年金保険料及び国民年金基金の掛け金の支払証明書」
- ・「国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料納付済額のお知らせ」

各保険の加入者（国保の場合は世帯主）には、役場から2月上旬までに「納付済額のお知らせ」をお送りします。なお、納付済額を事前に確認されたい方は、財務課 町税係までお問い合わせください。

### ○生命保険料（一般・介護医療・個人年金）や地震保険料控除に関するもの

#### ・「年間支払額等の証明書」

保険会社から契約者宛に送付されます。

※平成25年度から生命保険契約に係る控除が改正されます。詳しくは前ページまたは町ホームページをご覧ください。

一つの損害保険契約に「地震等損害契約」と「長期損害契約」の両方の保険がある場合には、本人の選択により、いずれか一方のみが適用となります。

### ○医療費控除に関するもの

#### ・「平成24年中に支払った医療費や薬代の領収書」

医療費控除は年末調整で適用を受けられないため、控除を受ける方は確定申告をする必要があります。

控除の対象となるのは、医師、歯科医師による診察や治療の費用、また医療や治療のための医薬品購入費等です。ただし、予防を目的とした人間ドック・その他の健康診断や、疾病予防または健康増進のための医薬品・栄養ドリンク等の費用は対象になりません。

なお、高額療養費や入院費給付金等の保険金などにより補てんされた金額がある場合は、支払った医療費から差し引きします。

小・中学生の保険診療による医療費については、福祉医療特別給付金制度などによって、控除の対象とならない場合があります。

### ・介護サービスの費用について

介護保険制度のもとで受けられるサービスには、医療費控除の対象となるものとならないものがあります。詳しくは、利用された施設や住民福祉課 介護高齢者係（☎6219133）までお問い合わせください。

## 農業所得に係る

## 農業収支内訳書作成指導会

☎ 財務課 町税係 ☎6219122

町では、次の日程で、農業所得に係る農業収支内訳書作成指導会を開催します。

#### 【対象者】

農業収支内訳書作成にご不明な点があり、お困りの方（青色申告者の方はご遠慮願います。）

#### 【期 日】

12月12日（水） 境地区・立沢  
12月13日（木） 富士見地区・乙事  
12月14日（金） 落合地区

#### 【受付時間】

午前9時～午前11時  
午後1時～午後4時まで

#### 【場 所】

役場1階 101・102会議室

#### 【持ち物】

- ①収入が確認できるもの
- ②支払いが確認できるもの  
（出荷伝票・初受通知書・農業用の預貯金通帳ほか）
- ③領収書・口座引き落としの場合は預貯金通帳と月別明細書  
（名称・数量・取得年月日・購入価格等を記載したもの）
- ④印鑑（認印）
- ⑤その他必要と思われるもの



※自分でできる範囲で収支内訳書を作成し、ご参加ください。